## 薬局製剤製造販売承認事項軽微変更届書

事 項	薬局製剤の製造販売承認事項の軽微な変更(薬局の名称等の変更)をしたとき					
根拠法令	法 律 第14条、第23条 施 行 令 第74条の4、第80条 施行規則 第48条 施行細則 第6条					
提出部数	保健所設置市以外:3部(2部薬事管理課、1部保健福祉事務所) 保健所設置市内:2部(長野市保健所又は松本市保健所)					
添付書類	なし					
その他	1. 提出部数のうち、1部は、薬事管理課(長野市保健所又は松本市保健所)の収受印を押印した届書を届出者控えとして返送する。					

## 薬局製剤製造販売承認事項軽微変更届書

承	認	番	号			承認年	月日		
名	<u> </u>	股的 名	<b>お</b>						
称	販	売	名						
変	事		項	変	更	前	変	更	後
更									
内									
容									
変	更	年 月	日						
変	更	理	由						
備			考						

上記により、薬局製剤の製造販売の承認事項の軽微な変更の届出をします。

年 月 日

(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 住 所  $\overline{T}$ 

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 氏 名

長野県知事 市長

殿